

新設管の不良箇所の判定基準（碧南市）

平成24年度調査分から適用

スパン全体で評価	項目	不良箇所状態	Aランク	Bランク	Cランク
	1	管の腐食	不可	不可	不可
	2	管のたるみによる 滞水深さ	30mm以上	20mm以上	10mm以上

管一本ごとに評価	項目	不良箇所状態		Aランク	Bランク	Cランク
	4	管の破損	リブ管・他	不可	不可	不可
	5	管のクラック	リブ管・他	不可	不可	不可
	6	管の継目離れ (すきま)	リブ管・他	20mm以上	15mm以上	7mm以上
	7	管の継目ずれ (段差)	リブ管・他	管厚以上	管厚1/2以上	管厚1/4以上
	8	浸 入 水		噴き出ている	流れている	にじんでいる
	9	取付管突き出し (接合不良)		不可	不可	不可
	10	油脂の付着		不可	不可	不可
	11	樹木根侵入		不可	不可	不可
	12	モルタル・異物付着		不可	不可	不可
	13	その他		重大な異常	中度の異常	軽微な異常

※新設管の場合、A、Bランクは修繕が必要。Cランクは、下水道管理者との協議により決定とする。

※参考

たるみのAランクは、品質管理の規格値とする

すきまは、レベル1の抜け出し量の規格値を暫定安全率1.5で除した値とする

Bランクは、Aランクの2/3を標準とする

Cランクは、Aランクの1/3を標準とする